

施策名	登記所備付地図及び公図の電子化																											
基本計画 該当箇所	第2章2（2）																											
施策概要	登記所備付地図及び公図の電子化を行う。 地図の電子化の推進 現 状 ・ポリエステルフィルム・紙で保管 ・分合筆等による異動は、原図にインクを用いて手入れを実施 ・原図を直接利用者が閲覧 問題点 1 地図の棄損・精度の低下 2 搬出入に多大な労力が必要 など 地図管理システムの導入 改善点 ・システムによる地図情報の管理及び変更・修正 ・地図の棄損、精度の低下の解消 ・写しの交付等による処理の効率化 など 問題点 1 登記情報システムとの連携が不可 2 登記情報システムの端末機器等との共有化が困難 3 インターネットを利用した公開ができないなど国民のニーズに対応不可 など 地図について電磁記録に記録することができるとされた(不動産登記法の改正) 地図情報システムの全国展開 地図情報の電子化の推進 地図情報システムを導入すると... ○ インターネットによる地図情報の公開、他の管轄登記所における地図証明書の取得の実現 ○ 地図情報保全センターを設置し、障害発生時のサービス提供の実現 ○ 登記情報システムとネットワーク、機器等を共有化することによる経費の節減 ○ 登記情報システムとの連携による一体的な事務処理の実現 など <table><tr><th>年度</th><th>...</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th></tr><tr><td>地図情報システム整備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	年度	...	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	地図情報システム整備																	
年度	...	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																				
地図情報システム整備																												
施策の成果の公表	—																											

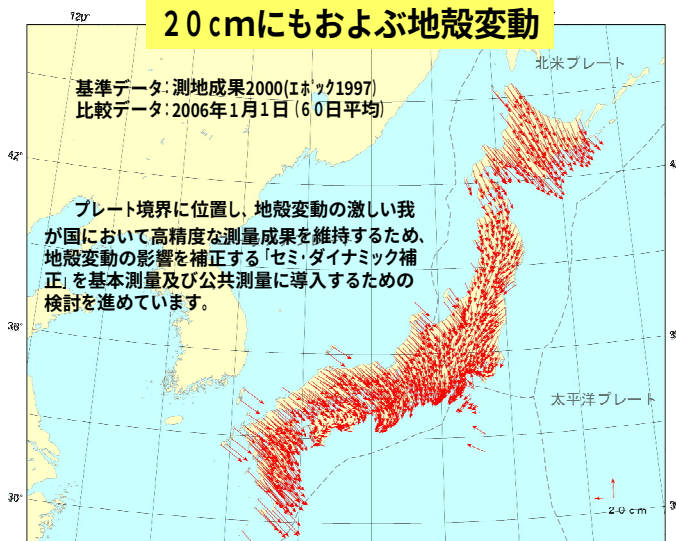
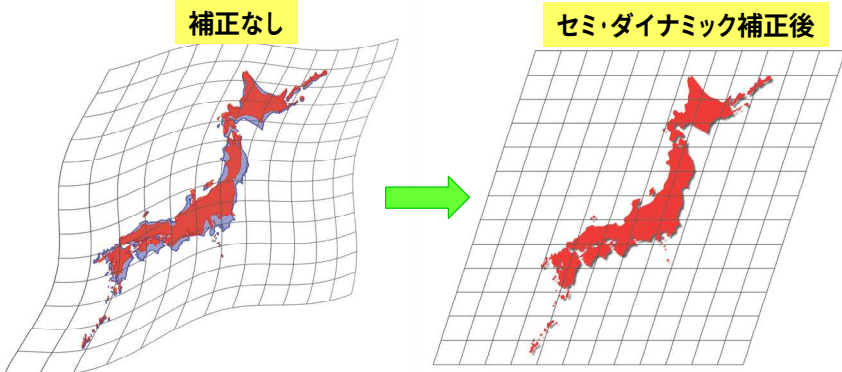
担当府省	法務省
所属・役職	民事局 民事第二課 不動産登記第二係長
連絡先	TEL 03-3580-4111 (内線: 2438)

施策名	地籍整備
基本計画該当箇所	第2章2(2)
施策概要	不動産登記法に基づく筆界特定制度（筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界（筆界）を適正かつ迅速に特定する手続き。平成17年度に導入。）や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度（ADR）も活用して、地籍の明確化を推進していく。 筆界特定制度について 従来の土地境界紛争解決の手段 ○ 境界確定訴訟による解決 [問題点] ・時間的・経済的コスト ・当事者による資料収集が困難 ・登記手続と連携していない ○ 地図作成作業の円滑な実施が必要 [問題点] ・筆界未定地の発生 筆界特定制度 当事者の申請 → 筆界調査委員会による調査 → 申請人等の意見陳述など → 筆界特定登記官による筆界特定 → 登記簿及び地図に反映 [効果] ・時間的・経済的コストの縮減 ・当事者の負担軽減 ・登記手続との連携 ・不動産取引の活性化
施策の成果の公表	—

担当府省	法務省
所属・役職	民事局 民事第二課 不動産登記第二係長
連絡先	TEL 03-3580-4111（内線：2438）

施策名	民間測量成果の活用
基本計画 該当箇所	第2章2(2)
施策概要	基盤地図情報の整備・更新における民間測量成果の活用について検討する。また、公共測量における民間測量成果の活用について検討し、運用を開始する。 測量法における測量と基盤地図情報の関係 基盤地図情報は、測量法による基本測量、公共測量及び水路業務法による水路測量により得られた成果に基づき整備・更新される。 基本測量や公共測量においては、民間測量で得られた成果も含め相互に活用して成果を作成するので、結果的に、基盤地図情報の整備・更新に民間測量成果が活用される。
施策の成果 の公表	http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/index.html

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 企画部 測量指導課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111(内線 3233)

施策名	セミ・ダイナミック補正の推進
基本計画 該当箇所	第2章2（2）
施策概要	基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正（基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法）を導入する。 平成 22 年度末までにセミ・ダイナミック補正を公共測量へ導入する。セミ・ダイナミック補正を導入することにより、地殻変動による影響を軽減した測量成果が得られる。その結果、一般ユーザに対し高精度な基準点の位置情報を提供することが可能となる。   補正の導入により地殻変動による影響を軽減し、高精度な測量を実現
施策の成果の公表	

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 測地部 測地基準課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 4233)

施策名	基準点に関する情報の整備・提供
基本計画 該当箇所	第2章2(2)
施策概要	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点GIS」を構築する。 具体的には、基本測量・公共測量とも電子納品成果を有効活用し、基準点管理・利用・提供に対応した基準点に関する総合データベース、管理ツール及び各種電子申請に対応した成果提供のためのWebサイト等、国土地理院の基準点に関する基幹システムを構築する。その結果、基盤地図情報である測量成果（基準点及び公共基準点）の提供サービスが充実し流通が促進される。 ● 基準点現況調査 日本全国の基準点(約12万5千点)に関する現況調査。 (収集内容) ・所在地 ・所有者 ・現況写真(測量適合性の確認)等  三角点  水準点  電子基準点  VLBI観測局 ● 復旧測量 基準点が、何らかの理由で効用を害された場合や地殻変動等により成果異常となった場合に、改めて正確な位置(標高)を求める測量。  GPS測量  水準測量 ● 基準点測量 ★ 基準点の電子納品成果 ● 公共測量 ★ 公共基準点の電子納品成果 ★ 基準点に関する様々な情報  基準点が亡失していますよ！ 国・地方公共団体等 ● 基準点GIS DB化 DB化 DB化 DB化 DB化 総合データベース DB 最新情報 基準点維持管理 ///InterNet/// ● ユーザ  各種測量事業の計画  地震・火山噴火予測 地球温暖化の監視等  各種測量の実施。 一般ユーザーなど
施策の成果の公表	インターネットで提供予定

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 測地部 計画課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 4133)

施策名	インテリジェント基準点の整備の推進
基本計画 該当箇所	第2章2（2）
施策概要	基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次図り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用的高度化に努める。平成24年度末までに高度地域基準点測量2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。これにより、基準点の維持管理の効率化や様々な分野での位置情報の利活用が期待できるとともに、だれもが必要な精度で位置を知ることのできる社会の実現に貢献できる。 インテリジェント基準点の推進 高度地域基準点のインテリジェント化  データベース (国土地理院) ここは一等三角点〇〇です。 この座標は 緯度: 34° 41' 17.229" 経度: 135° 11' 36.724" 標高: 2426 m △△山は南西方向に1,800m、 〇〇小屋は東方300mの位置にあります。 ICタグを標石に貼付、または標石をくり貫き挿入 高度地域基準点測量網
施策の成果の公表	

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 測地部 測地基準課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 4233)

施策名	離島の位置情報基盤整備
基本計画 該当箇所	第2章2（2）
施策概要	海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。 平成 22 年度末までに基準点が未設置の離島のうち 3 島について基準点を整備する。平成 20 年度は、領土境界あるいは公海に接する島のうち三角点を設置していない沖縄県仲御神島において三角点設置を行う。
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://sokuservice1.gsi.go.jp/

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 測地部 測地基準課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 4232)

施策名	公共測量成果の世界測地系への移行促進
基本計画該当箇所	第2章2(2)
施策概要	世界測地系への移行のため、変換ソフトをインターネットで公表し、測量業務担当者を対象として担当者会議等において指導啓発を行う。 国及び地方自治体 年度計画の報告を請求 法35条 当年度計画 次年度計画 測量法の遵守を啓発 法33条 公共測量 作業規程 の申請 法36条 公共測量 実施計画 書の提出 技術的な助言 法40条 測量成果 の提出 国土交通大臣 (国土地理院) 国土地理院 平成14年度より、測量の基準が測量法の改正に伴い日本測地系から世界測地系へ変更され、座標変換マニュアル及び座標変換プログラムを作成するとともに全国で講習会を開催し周知徹底を図ってきている。 また、公共測量に係る作業規程の準則の中で測量の基準は世界測地系に基づくことを規定し、地方自治体等の公共測量担当者会議等でも、測量法の遵守を啓発する中で通知している。さらに、公共測量の実施計画が日本測地系に基づき実施される場合は、技術的な助言として世界測地系で実施するように指導している。
施策の成果の公表	http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/index.html

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 企画部 測量指導課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111(内線 3233)

施策名	基本測量及び公共測量の実施情報の提供
基本計画 該当箇所	第2章2(3)
施策概要	基本測量においては、各地方測量部等における当該年度の事業計画及び実施地域をインターネットで提供している。また、公共測量においては、年度毎に実施された測量の種別、地域、作業量を取りまとめインターネットで提供している。 公共測量  基本測量  修正測量実施計画地域図 
施策の成果の公表	http://www.gsi.go.jp/LOCAL/index.html (基本測量) http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/ichiran.html (公共測量)

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 企画部 測量指導課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111(内線 3233)

施策名	電子国土Webシステムの機能拡充と普及
基本計画該当箇所	第2章1（2）、2（3）、3（1）
施策概要	電子国土Webシステムを始めとする様々な環境での利用に対応する等の機能拡充を図るとともに、産学官で連携を図りながら、防災、安全、安心、弱者支援などの分野を中心に普及活動の充実を図る。
施策の成果の公表	http://portal.cyberjapan.jp/

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 地理空間情報部 情報普及課 課長補佐
連絡先	TEL 029－864－1111（内線：7533）